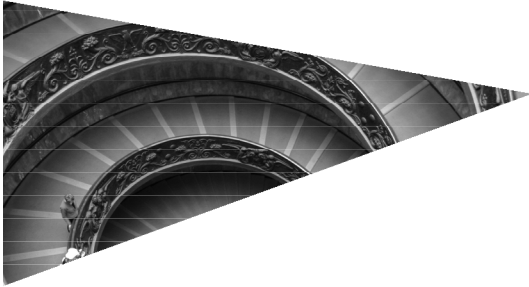


Japan Business Services

The Netherlands



JBS Newsletter 2013 年度オランダ予算案

1. はじめに

2012 年 9 月 18 日、オランダ下院に対し、以下の税務関連法案が提出されました。

- ▶ 2013 年度予算案
- ▶ 通勤費(改正)法案
- ▶ 住宅所有(改正)法案
- ▶ 貸手(レッサー)税法案
- ▶ 2013 年度その他税制法案
- ▶ 公正証書に関する電子登録法案

今国会開始に当たり上記 6 項目の税務関連法案提出が可能となった背景として、2012 年 5 月 25 日に自由民主国民党(VVD)をはじめとした 5 政党による予算案に関する合意が行われていたことがあり、これが今回の各法案のベースとなっています。

これらの法案については、下院及び上院における審議、修正を経た上で可決される必要がありますが、ご承知の通り、先日選挙が行われたばかりで現在組閣中であることから、今後の動向が注視されます。特に通勤費改正法案については、ほとんどの政党が現在提示されている法案に反対しています。



今回の法案は、税務における簡素化及び不正防止強化を意図したものとされています。

以下、日系企業に関連が深いと思われる内容を中心に概略をまとめました。

詳細は添付英文をご参照ください。

2. 個人所得税

個人所得税に関する主要な改正点は以下の通りです。

- ▶ 住宅所有及び住宅ローン利子控除に関する改正案が提出されています。
- ▶ 自営業・専門家等を対象とした年金の取扱いに関する改正が2015年1月1日より提案されています。
- ▶ 医療費控除に関し、特定の医療費については対象外となります(特定の不妊治療、人工関節、入院、補聴器等)。
- ▶ 教育費控除に関し、簡素化・透明化が提案されており、控除可能な費用は、学費・試験費・学校指定教材等に限定されます。

3. 賃金税・社会保険等

(1) 通勤税

税制改正案において、通勤費はこれまでのように会社経費としては扱われず、原則個人の費用とみなされることとなります。したがって、通勤費補助は課税対象となり、カンパニーカーの個人使用が増加することになります。

今回の法案では「通勤」の定義を以下のように定めています。

1. 雇用者と被雇用者が特定の場所における勤務に合意している場合
2. 被雇用者が特定の場所を定期的に訪れて実際に勤務を行う場合

3. 被雇用者が特定の場所において1年以下の勤務を行う(予定含む)場合は、上記1及び2は該当しない(雇用契約期間が1年以下の場合を除く)
4. 「通勤」は、被雇用者が24時間以内に帰宅の場合のみ

なお、移行措置として、2012年5月25日以前に締結されたカンパニーカーリース契約については、被雇用者の私的利用が暦年で500キロ以下(走行記録による証憑が必要)の場合、課税対象給与額として加算される評価額25%に対し、(車種に応じて)14%、20%、25%のいずれかが適用されます。また2012年5月25日以前に購入の公共交通機関の定期券に対しては特別の措置があります。

(2) 「業務関連費用(werkkostenregeling: WKR)」スキームに関する改正

- ▶ 2013年度における非課税手当割合の改正

業務関連費用スキーム適用下における従業員手当の非課税枠に関し、2012年度は賃金額の1.4%を上限としていますが、2013年度はこれを1.6%と改正することが提案されています。この拡大は、実質的な非課税枠の拡大分である0.1%に加えて、2013年1月1日発効予定の「統一賃金定義法(Wet uniformering loonbegrip)」により給与体系が簡素化することによる課税ベース低下の影響を解消するための0.1%の増枠から成り立っています。

- ▶ 2014年度における交通費の扱い(WKRとの関連)

以前提案されていた公共交通機関の交通費を含む交通費支払いに関する特別免税の廃止は、2013年度税務予算案には未だ含まれておらず、業務関連費用スキームに関する詳細な査定を行い、2014年1月1日以降に導入すべきかが決定されることとなります。この特別免税が導入された場合、雇用者は交通費を非課税業務関連費用予算から手当することが可能となるため、非課税手当割合は2014年度には2.1%まで拡大されることとなります。

いずれにせよ、通勤税の扱いに関する政治的な決定が待たれるところです。なお、通勤税の税収見込には130億ユーロが割当てられており、同税が導入されない場合は別の財源を確保する必要が生じます。

(3) 自己管理型企业年金に関する受取減額に関する改正

年金受給権の放棄は税務上の問題につながる可能性があります。2013年度予算案では、自己管理型の年金制度の下で年金受給権を減額することを税務上可能とするための提案がされています。

4. 法人所得税

法人所得税に関する主要な改正点は以下の通りです。

▶ 過少資本税制の廃止

過少資本税制は、超過負債に対する支払利子の損金算入を防止する税制ですが、これが廃止されます。但し、2013年1月1日以降、資本参加に関連する支払利子控除制限規定が導入される予定です。当該法案は、2013年法に係る予算協定に含まれており、オランダ議会で承認されています。

▶ 非居住取締役報酬の改正

この改正によりオランダ法人に対し非居住取締役が提供したサービスに対する報酬は、居住取締役に対する報酬に加えて課税されることとなります。但し、租税条約によりオランダが課税権を有することが前提となります。(蘭白租税条約)

▶ 連結納税制度の改正

私的非公開会社(B.V.)に関する会社法がより柔軟に改正されたことに対応して、連結納税制度が改正されました。会社法の改正により、株式に対し利益配当請求権、議決権がより柔軟に付与することが可能になりました。その結果、95%以上の株式を保有する親会社が、子会社の議決権を保有せず、利益配当請求権のみを保有することになる可能性があります。今回

の改正により、連結納税制度における親会社は、株式の利益配当請求権の95%以上を保有するだけでなく、子会社の議決権の95%以上を保有することが求められることとなります。

5. 間接税

(1) 不動産移転税

- ▶ 不動産移転税の軽減期間は6ヶ月から3年間に延長されます。延長期間は、2012年9月1日以降取得された不動産から遡及適用され、居住用家屋に限定されません。また不動産の売手及び買手は、個人だけでなく法人も該当します。
- ▶ 居住用家屋の取得には、2%の不動産移転税が課されますが、2013年1月1日以降、庭、車庫、倉庫のような住居に附随する資産が、住居より後に取得された場合にも適用されます。現時点では、上記の附随資産に適用される税率は6%です。

(2) パッケージ税

2013年1月1日以降、パッケージ税は廃止されます。救済措置を受ける適格輸出に該当するか明確になる時点までに支払われたパッケージ税に関する移行措置が規定されます。この移行措置により2013年4月1日以前の輸出に対するパッケージ税は還付されることとなります。パッケージ税に係る輸出救済措置は、装飾用植物及び特定の果物、野菜には適用されません。

(3) 車両税

2013年その他の税制改正法案には、車両税及び道路税等車両に関連する税制改正案が複数含まれています。主要な改正点は以下のとおりです。

2013年1月1日以降発効予定の車両税軽減措置。輸入中古乗用車に係る車両税軽減に関する措置が、車両リスト及び車両税額とともに公表される予定です。現行税制と比較した場合、車両税の軽減になりますが、これは2012年3月2日付のオランダ最高裁の判決を受けた改正内容となっています。

- ▶ 現行制度では、乗用車を輸入した場合、当該車両を最初に使用した時点の課税標準に対し税率が適用されます。改正法案では、車両の輸入時点から車両を最初に使用する時点までの課税標準及び税率を適用することが認められます。車両税は軽減される結果となります。
- ▶ オランダから輸出され、再輸入される車両に対する車両税救済措置が法案には含まれていません。
- ▶ 道路税目的の乗用車登録の先送り最低期間が3ヶ月から1ヶ月に短縮されます。

6. その他税制

(1) 税務当局の徴税権行使に関する改正

税務当局の差押え又は優先徴収権行使を容易にするために、税金滞納者の敷地にある動産等に設定されている抵当権等を当該資産の権利保全者に開示させる義務を課すことが提案されています。

(2) 期限延長措置

税務申告書がすでに提出されており、未払租税債務がなく、税務査定書の支払保証が担保されている場合、12,000ユーロ以下の税務査定額の支払期限は4ヶ月に延長されます。これは経済危機下における納税者救済措置です。

(3) 公正証書の電子登録

税務当局には、公証人による公正証書がすべて登録されていますが、オランダ政府は、当該公正証書の電子登録を可能にするための法案を提出しています。これにより、公証人と税務当局との間での公正証書のやりとりが不要となります。

(4) 個人のサービス業者番号

オランダ政府は、税務申告書の提出に際し納税者に個人サービス業者番号の開示義務を課すことを提案しています。納税者は維持費などを支払った個人サービス業者番号を開示することが求められ、他方個人サービス事業者の納税の有無が確認されることとなります。

(5) 手当の不正受給又は不当受給

オランダ政府は、各種手当に関する不正又は不当受給を減少させるために、不正支給の申請、一括受給などに関する罰金、不正受給が繰返された場合の罰金を不正受給額の150%とすること、オランダでの非課税所得に関する情報提供に納税者が応じないときの支給の打ち切りなどに関する規定を導入する予定です。

(6) 申告遅れに係る罰金

現行制度では、納税者が申告書を期限内に提出しない場合、税務当局は査定書と同時に提出期限遅れに関する罰金を課しています。オランダ政府は、実際に査定書が発行される前に申告書が期限内に提出されないことに対する罰金を課すことを提案しています。

(7) 貸手(レッサー)税

2013年以降、11物件以上保有する賃貸人は、オランダ不動産評価法に基づく価額の0.0014%の貸手税を支払うこととなります。2014年には、税率は0.231%となる予定です。課税標準は、WOZ総額から平均WOZの10倍相当額を控除した金額となります。

(8) 公的利益機関

▶ 公的機関としての適格不動産会社

不動産会社が適格である場合、公的機関として取扱われることとなりますが、これは2012年1月1日から遡及適用されることとなります。

▶ 公的機関の透明性

公的機関としての財団等は、その活動に関する透明性を確保することが求められます。具体的には、社会に対する必要な情報の提供が2014年1月以降求められることになる予定です。

About Ernst & Young

Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 130,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve potential.

For more information, please visit www.ey.nl or www.ey.com.

Ernst & Young refers to the global organization of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients.

本文記事に関するご質問、ご不明点等ございましたら、下記担当者までご連絡をいただければ幸いです。

Contacts for Japan Business Services, The Netherlands

富永 英樹
Partner, JBS

+31 (0)88 4071723
hideki.tominaga@nl.ey.com

谷津 剛
Senior Manager, JBS/TP&TESCM

+31 (0) 88 4071649
takeshi.yatsu@nl.ey.com